

海外在留邦人等向けワクチン接種事業における接種までの流れ

令和3年7月21日
在パナマ日本国大使館

海外在留邦人等向けワクチン接種事業における受付は既に開始されているところですが、在留邦人が居住する国・地域によって、接種を受けるまでの流れが異なります。

パナマに在住する皆様方が乗り継ぎ地で入国(空港施設を離れて市街地に行くなど)せずに日本に入国する場合、別添の「変異種指定国・地域以外からの入国者」のパターンに該当します。その場合のワクチン接種を受けるまでの流れは以下の通りです。

1 羽田空港及び成田空港の特設会場の開場時間は毎日(祝・休日含む)10時～13時、14時～17時の2部制です。以下のとおり、正午以降に到着するフライトの利用者は到着当日の接種が受けられないため、代替便がある場合には可能な限り午前着のフライトを利用することをお勧めします。

2 午前中に到着するフライトの利用者は、到着当日の上記開場時間帯の中で接種予約が可能です。接種希望者は到着予定時刻から十分な余裕をもって予約を行う必要があります。具体的には、接種の予約は到着予定時刻の5時間後以降に行うことができます。

3 正午以降に到着するフライトの利用者は、検疫通過に要する時間を考慮し、到着翌日以降の上記時間帯の中で予約を行うこととします。自宅等での14日間の待機期間中であっても、日程等のやむを得ない事情があり、公共交通機関の不利用、マスクの着用、手指消毒の徹底、「3密(密閉・密集・密接)」の回避、目的地以外の移動は行わない等のルールを遵守する場合に限り、接種会場に来訪し、接種を受けることができます。

以上

滞在国別ワクチン接種パターン

※水際措置や変異株指定国・地域については随時変更される可能性がありますので、常に最新の情報をご確認ください。

変異株指定国・地域以外からの入国者

12時より前到着

12時より後到着

当日
空港接種

翌日以降
空港接種

- 水際措置強化により検疫通過に4～5時間を要するケースがあります。
- これを踏まえ、接種予約は到着予定時刻の5時間後以降に行っていただくようご案内しています。

変異株指定国・地域からの入国者

※日本入国前14日以内に変異株指定国・地域に滞在歴がある方。

変異株指定国
(3日・6日待機)

変異株指定国
(10日待機)

指定宿泊施設へ

待機期間後
空港にて接種

指定宿泊先にて
巡回接種
(ただし、数に限りあり)
※又は待機期間後
空港にて接種

- 指定宿泊施設での3日間又は6日間の待機が必要とされる国・地域からの入国者は、指定の期間、指定宿泊施設で待機を行った後、空港の接種会場でワクチン接種を受けることとなります。そのため、予約の際は、到着日の翌日から起算して3日目又は6日目以降の日付で予約いただくようご案内しています（例：8月1日に到着した場合、4日又は7日以降）。
- 指定宿泊施設での10日間の待機が必要とされる国・地域からの入国者に対しては、医師等が週に2日、指定宿泊施設を巡回し、希望者に対して接種を行うこととなります（巡回接種枠を予約できなかった方及び待機期間後に接種を希望される方は空港の接種会場で接種いただきます。）。

帰国済み入国者

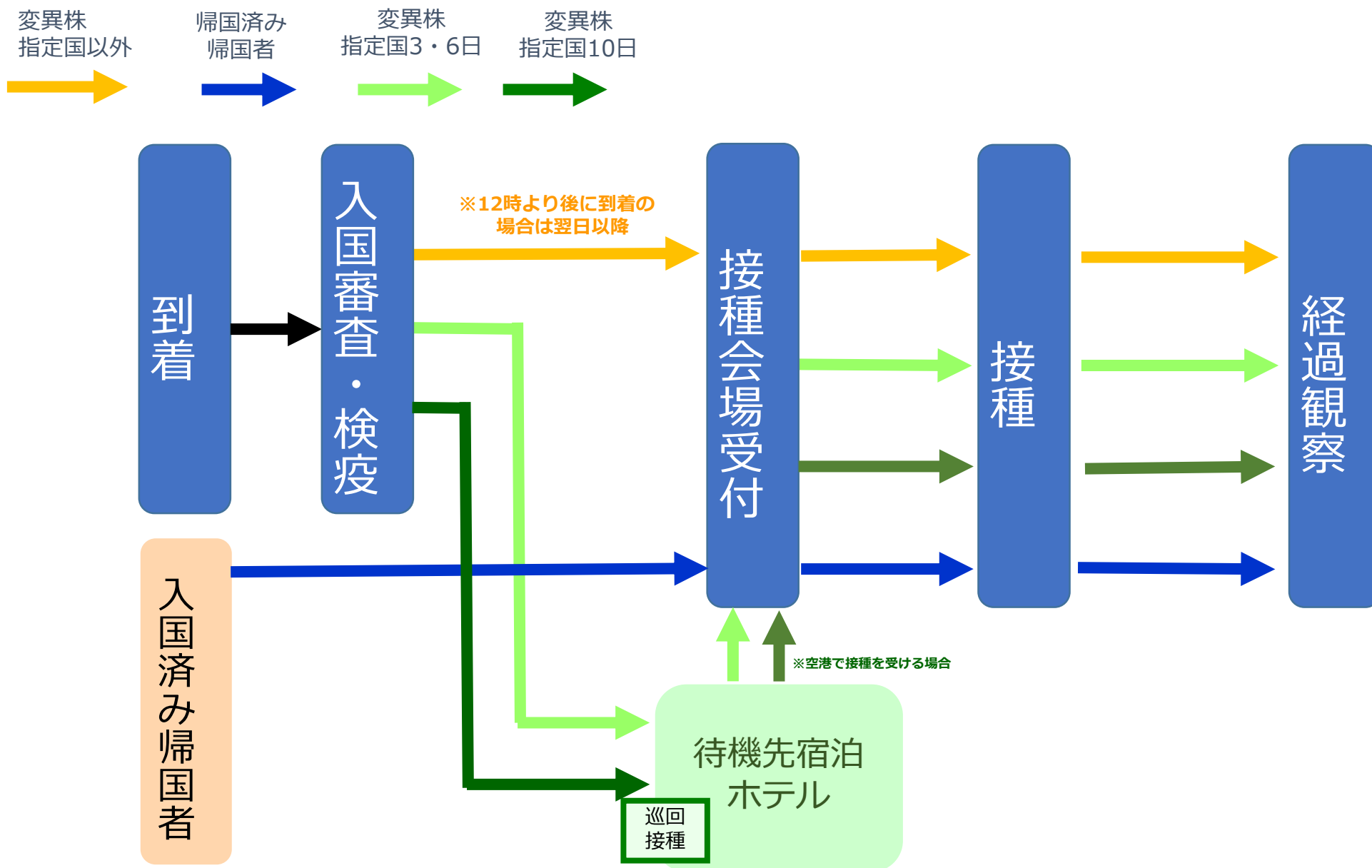
※既に日本に帰国し、14日間の待機を終えている方。

帰国済み入国者

予約日時に空港に来訪し接種

※2回目接種の場合は、国内滞在先からいずれかの空港に来場していただくことになります。ただし、1回目接種と2回目接種の間に海外の滞在先に戻られる方は、2回目接種時、1回目同様に検疫や入国審査後に接種会場に向かっていただくことになります。

基本的な流れ



※検疫・新型コロナウイルス検査及び入国審査の詳細についてはそれぞれ厚生労働省及び出入国在留管理庁のHPをご確認ください。